

岩手県告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県立大学等条例を廃止する条例（平成16年岩手県条例第55号）による廃止前の岩手県立大学等条例（平成9年岩手県条例第80号）の規定による授業料の収納に関する事務を平成21年9月18日次の者に委託した。

平成22年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社